

防災上重要な建築物の要件

○対象施設（愛知県建築物耐震改修促進計画 2015年7月指定）

以下、ア又はイに該当する建築物（要緊急安全確認大規模建築物と重複するものを除く。）で、指定にあたり建築物の所有者等に意見聴取したもの

- ア. 愛知県地域防災計画附属資料に記載された**指定避難所**（想定される災害に地震を含むものに限り、指定緊急避難場所と重複するものを除く。）で被災した住民が滞在することとなる建築物のうち、既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物に限る。）であるもの。

- イ. 愛知県地域防災計画附属資料に記載された**災害拠点病院及び愛知県医療圏保健医療計画別表の「救急医療」の体系図に記載されている病院群輪番制参加病院**で、診療機能を有する建築物のうち、既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物に限る。）であるもの。